

民間シェルター施設借上補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第26条の規定及び豊中市男女共同参画推進条例(平成15年豊中市条例第48号)第15条の規定の趣旨に基づき、被害者の保護を図るため、配偶者等からの暴力による被害者の支援を目的としてシェルターを運営する民間団体に対し、予算の範囲内において、当該シェルターの借上げに係る経費の一部を補助することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 配偶者等からの暴力 配偶者等からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者等からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚等(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情等に入ることを含む。)をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者等であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- (2) 被害者 配偶者等からの暴力を受けた者をいう。
- (3) 配偶者等 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)その他これに準ずると市長が認める者をいう。
- (4) シェルター 被害者を緊急一時的に保護する施設をいう。

(交付対象団体)

第3条 この要綱による補助金(以下「補助金」という。)の交付対象団体は、次に掲げる要件を全て満たす民間団体(以下「団体」という。)とする。

- (1) 市内にシェルターを有し、当該シェルターを1年以上運営していること。
- (2) 前号のシェルターは、被害者を保護するための専用居室を2室以上有していること。
- (3) 大阪府と法第3条第4項に規定する一時保護に係る委託契約(以下「一時保護委託契約」という。)を締結していること。
- (4) 夜間、休日等における緊急受入対応を行うことができること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、被害者の支援を目的としてシェルターを運営する事業とする。

（補助対象経費等）

第5条 補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助対象期間は、次のとおりとする。

補助対象経費	シェルターの賃料の実支出額
補助基準額	年額 1, 200, 000円 ただし、1月につき100, 000円を限度とする。
補助率	5 / 10
補助対象期間	4月1日から翌年3月31日まで

備考 この表の補助対象経費の項に規定する実支出額とは、国、府からシェルターの賃料の補助として助成を受けた金額を当該賃料から控除した額をいう。

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、前条の表に規定する補助対象経費（当該補助対象経費が同表に規定する補助基準額を超える場合は、当該補助基準額とする。）に同表に規定する補助率を乗じて得た額（当該額に1, 000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（補助金の交付申込み）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、市長が指定する日までに、次に掲げる書類を添えて民間シェルター施設借上補助金交付申込書（様式第1号）により市長に申し込まなければならない。

- (1) 年間事業計画書
- (2) 当該年度事業予算書
- (3) 前年度事業決算書
- (4) 補助対象事業に係るシェルターの賃貸借契約書の写し
- (5) 団体の定款
- (6) 団体の役員名簿
- (7) 一時保護委託契約書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申込みがあったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金の交付を決定し、民間シェルター施設借上補助金交付決定通知書（様式第2号）により、

同条の規定による補助金の交付申込みを行った団体(以下「申込団体」という。)にその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきでないと認めるときは、民間シェルター施設借上補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を申込団体に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による交付決定をする場合において、この要綱の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金の交付は、年2回に分けて行うものとし、第1回目の補助金の交付は4月分から9月分までの賃料の補助金として、第2回目の補助金の交付は10月分から翌年3月分までの賃料の補助金として、前条第1項の規定による補助金の交付決定通知を受けた団体(以下「補助金交付決定団体」という。)に対し、同項の規定により決定された交付額のそれぞれ2分の1ずつを交付するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金交付決定団体は、第1回目の請求にあつては第8条第1項の規定による決定の日の属する月の翌月末日までに、第2回目の請求にあつては10月末日までに、民間シェルター施設借上補助金請求書(様式第4号)により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求があつたときは、当該請求の内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(申込みの取下げ)

第12条 補助金交付決定団体は、当該補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、第8条第1項の規定による補助金の交付決定通知があつた日から起算して30日以内に当該申込みを取り下げることができる。ただし、30日以内であっても、第10条の規定による請求を行った場合にあつては、この限りでない。

2 前項の規定による申込みの取下げは、民間シェルター施設借上補助金交付申込取下書(様式第5号)を市長に提出して行わなければならない。

3 前項の民間シェルター施設借上補助金交付申込取下書の提出があつたときは、当該申込みに係る補助金の交付決定はなかつたものとみなす。

(計画の変更等に係る申込書の提出)

第13条 補助金交付決定団体が、第8条第1項の規定による補助金の交付決定後において、事情により事業の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、民間シェルター施設借上補助金補助対象事業(変更・廃止)

申込書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の民間シェルター施設借上補助金補助対象事業（変更・廃止）申込書の提出があったときは、承認するか否かを決定し、民間シェルター施設借上補助金補助対象事業（変更・廃止）承認・不承認通知書（様式第7号）により、当該補助金交付決定団体にその旨を通知するものとする。

（事故報告）

第14条 補助金交付決定団体は、補助対象事業に係るシェルターの借上げが困難になったときは、速やかに民間シェルター施設借上補助金補助対象事業事故報告書（様式第8号）により、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合において補助対象事業が完了する見込みがないと認めたときその他必要があると認めるときは、補助金の交付決定の取消し又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（実績報告）

第15条 補助金交付決定団体は、補助対象期間満了後30日以内に、次に掲げる書類を添えて、民間シェルター施設借上補助事業実績報告書（様式第9号）により、市長に実績報告をしなければならない。

- （1）当該年度事業実績報告書
- （2）当該年度事業決算書
- （3）補助金交付額の算定基礎となったシェルターの賃料に係る領収書等の写し
- （4）その他市長が必要と認める書類

（実績報告の審査及び補助金額の確定通知等）

第16条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて当該報告書等の書類の審査等を行うことにより調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間シェルター施設借上補助金確定通知書（様式第10号）により、当該実績報告を行った補助金交付決定団体に対し、その額を通知するものとする。

（補助金の精算）

第17条 補助金交付決定団体は、前条の規定による補助金の額が確定した場合、補助金の精算を行い、既に当該確定額を超える補助金を受領しているときは、当該超える額を市長に返還しなければならない。この場合において、市長は、当該返還額の金額及び納期限を、補助金交付決定団体に対し、通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第18条 市長は、補助金交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。
- (2) 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく市長の指示に違反したとき。
- (4) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (5) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第19条 市長は、第13条第2項の規定により廃止の承認をした場合及び前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 市長は、補助金交付決定団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、第1項又は第2項に規定する返還の期限を延長することができる。

(加算金及び延滞金)

第20条 補助金交付決定団体は、第18条の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助金交付決定団体の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助金交付決定団体は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければ

ばならない。

5 第1項又は前項の加算金又は延滞金の額の計算における年当たりの割合は、

^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

6 市長は、第1項又は第4項の加算金又は延滞金が第18条の規定によるものである場合等において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助金の交付を受けた者の申込みに基づき、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第21条 市長は、必要があると認めるときは、補助金交付決定団体に対し、補助対象事業について報告を求め、指導し、又は調査することができる。

(関係書類の整備及び保管)

第22条 補助金交付決定団体は、補助対象事業に係る収入及び支出に関する関係書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金交付決定団体は、前項に規定する関係書類を当該補助対象期間の満了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月20日から実施し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

民間シェルター施設借上補助金交付申込書

豊中市長 あて

住 所
申込団体名
代表者名

印

印

民間シェルター施設借上補助金交付要綱第7条の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

記

1 施設名

2 補助対象期間

3 補助金申込額 円

様式第2号（第8条関係）

豊人人第 号
平成 年（ 年） 月 日

民間シェルター施設借上補助金交付決定通知書

様

豊中市長 名 前 印

平成 年（ 年） 月 日付けで申込みのあった民間シェルター施設借上補助金については、下記のとおり決定したので、民間シェルター施設借上補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 施設名
- 2 補助対象期間
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 交付の条件

様式第 3 号 (第 8 条関係)

豊人人第 号
平成 年 (年) 月 日

民間シェルター施設借上補助金不交付決定通知書

様

豊中市長 名 前 印

平成 年 (年) 月 日付けで交付申込みのあった民間シェルター施設借上補助金については、下記のとおり交付しないことに決定しましたので、民間シェルター施設借上補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、通知します。

記

1 却下の理由

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

民間シェルター施設借上補助金請求書

豊中市長 へ

住 所

団 体 名

代表者名

印

印

年 月 日付け豊人第 号で補助金の交付決定のあった民間シェルター施設借上補助金について、民間シェルター施設借上補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 既補助金交付済額 | 円 |
| 3 | 今回補助金請求額 | 円 |

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

民間シェルター施設借上補助金交付申込取下書

豊中市長 あて

住 所

団 体 名

代表者名

印

印

年 月 日付け豊人人第 号による民間シェルター施設借上補助金の交付決定については、下記の事項に不服があるので、民間シェルター施設借上補助金交付要綱第12第2項の規定により、交付申込みを取り下げます。

記

- 1 不服のある交付決定内容または交付の決定に付された条件
- 2 その理由

様式第6号（第13条関係）

年 月 日

民間シェルター施設借上補助金補助対象事業（変更・廃止）申込書

豊 中 市 長 あて

住 所

団 体 名

代表者名

印

印

年 月 日付け豊人人第 号で補助金の交付決定のあった民間シェルター施設借上補助金補助対象事業について（変更・廃止）したいので、民間シェルター施設借上補助金交付要綱第13条第1項の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

記

1. 変更する場合は、変更する事項及びその内容
2. （変更・廃止）する理由
3. 変更する場合は、補助金交付申込書（写）に変更する部分を上段に括弧書きしたもの
4. その他市長が必要と認めるもの

様式第7号（第13条関係）

豊人人第 号
平成 年（ 年） 月 日

民間シェルター施設借上補助金補助対象事業（変更・廃止）
承認・不承認通知書

様

豊中市長 名前 印

平成 年（ 年） 月 日付けで申込みのあった民間シェルター施設借上補助金補助対象事業の変更（廃止）については下記のとおり決定しましたので、民間シェルター施設借上補助金交付要綱第13条第2項の規定により、通知します。

記

1 決定の内容

民間シェルター施設借上補助金補助対象事業の（変更・廃止）を、承認（不承認）とします。

2 不承認の場合の理由

様式第8号（第14条関係）

年 月 日

民間シェルター施設借上補助金補助対象事業事故報告書

豊中市長 あて

住 所

団 体 名

代表者名

印

印

年 月 日付け豊人第 号で補助金の交付決定通知のあった補助対象事業について、下記のとおり事故が発生しましたので、民間シェルター施設借上補助金交付要綱第14条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 事故の種類
2. 事故の主な原因
3. 事故に対する補助交付決定団体の対処の方針
4. 事故に伴い補助対象経費に変更がある場合はその内容

様式第9号（第15条関係）

年 月 日

民間シェルター施設借上補助事業実績報告書

豊中市長 あて

住 所

団 体 名

代表者名

印

印

年 月 日付け豊人第 号で交付決定された民間シェルター施設借上補助金に係る実績を民間シェルター施設借上補助金交付要綱第15条の規定により、関係書類を添えて報告します。

様式第 10 号 (第 16 条関係)

豊人人第 号
平成 年(年) 月 日

民間シェルター施設借上補助金確定通知書

様

豊中市長 名前

平成 年 (年) 月 日付けで実績報告のあった平成 年度
(年度) 民間シェルター施設借上補助金については、次のとおり額を
確定しましたので、民間シェルター施設借上補助金交付要綱第 16 条の規定に
より通知します。

補助金確定金額

円